

湯沢町 通学路交通安全プログラム



湯沢町通学路安全推進協議会



平成27年12月

1.湯沢町では、安全・安心な通学路を構築していくため、「湯沢町通学路交通安全プログラム」を作成します。

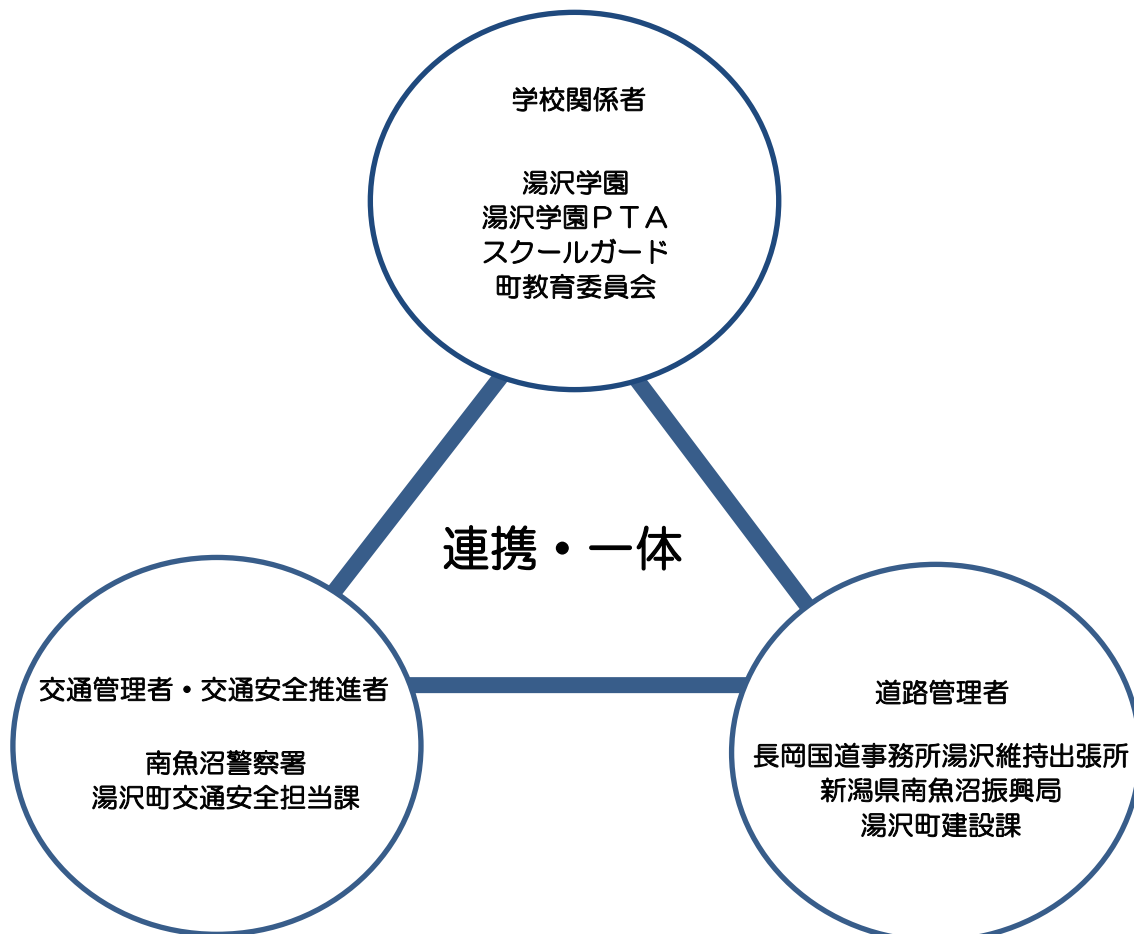
平成24年4月、京都市亀岡市をはじめとして、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生しました。

その後、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し「通学路における緊急合同点検実施要領」が作成されました。

これを受け、湯沢町では主に交通安全の観点から危険があると認められる箇所について、湯沢学園等からの要望に基づき、国・県・町の各道路管理者と、南魚沼警察署、湯沢学園、湯沢学園PTA、町交通安全担当課、町教育委員会により通学路合同点検や、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握、検証、検証結果による対策の改善等を、効果的かつ効率的に行うための「湯沢町通学路交通安全プログラム」を作成します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に取り組めます。

関係機関の連携



2.湯沢町では、通学児童・生徒の安全・安心を確保するため、関係機関が連携し、一体となって通学路の安全確保に努めます。

通学児童・生徒が、交通事故等の被害に遭わないためには、道路環境の整備をはじめとし、ハード・ソフト事業を一体的に推進していく必要があります。

そこで、道路管理者、交通管理者、交通安全推進者、学校関係者が連携し、一体となって通学路の安全対策に取り組めます。

通学路安全推進協議会

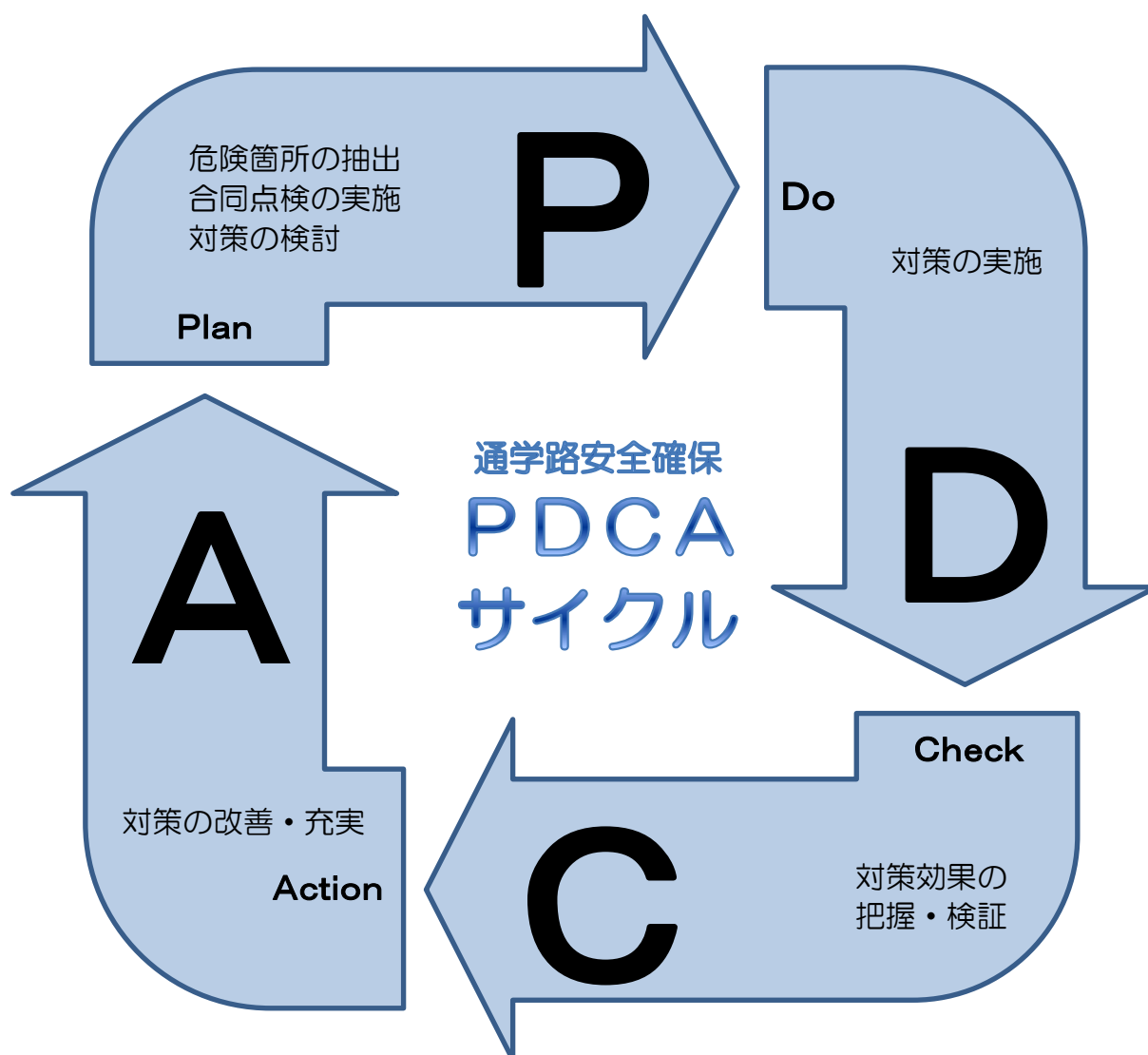
区 分	役 割	関係部署等
学校関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との連絡調整に関すること。 ・通学路に関すること。 ・交通安全教育に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢学園(湯沢小・中学校) ・湯沢学園PTA ・スクールガード ・見守りボランティア ・湯沢町教育委員会
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・所管道路における安全施設整備等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 長岡国道事務所湯沢維持出張所 ・新潟県 南魚沼振興局地域整備部 ・湯沢町 地域整備部建設課
交通管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・所管道路における交通規制に関すること。 ・指導・取締りに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県 南魚沼警察署
交通安全推進者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全思想の普及・啓発に関すること。 ・地域交通安全の推進に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢町 交通安全担当課

3.取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保のため、抽出した危険箇所について関係機関による合同点検、対策の検討を行い、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証・検証結果による対策の改善を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 合同点検の概要

通学路等における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、毎年1回（7月～8月頃）実施していきます。

安全対策の実施で、危険箇所に対して即効性のあるものを短期的対策として、ソフト・ハードの両面から安全対策を行います。

歩道の拡幅や信号機の設置（歩行者の溜まり場が必要）など、道路用地を新たに必要とすることで費用・時間及び隣接住民の協力をお願いする箇所については、長期的対策とします。

【ソフト面の対策】

- ・職員、保護者、見守りボランティア等による見守り強化
- ・児童・生徒への交通安全教育
- ・保護者・地域住民への交通安全周知
- ・交通指導・取締りの強化等
- ・除雪対応等

【ハード面の対策】

- ・防護柵の設置
- ・路面標示や標識等の設置
- ・歩道の新設・拡幅等

【合同点検の様子】



【横断歩道の塗り直し】



【見守りボランティア活動の様子】



(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な対策内容を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施は、円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握・検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、期待した効果が上がっているか、児童・生徒が安全になったと感じているかを確認するために、アンケートの実施などの効果を把握するための方法を検討し、対策効果の把握・検証を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握・検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 「対策箇所位置図」「対策一覧表」の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で共通な認識をするため、「対策箇所位置図」及び「対策一覧表」を作成し、湯沢町のホームページに公表します。

【別添資料】

- 対策箇所位置図
- 対策一覧表